

広島県告示第五百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田 雄山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所所在地	介護予防サービス事業を廃止した事務所	所在地	廃止年月日
社会福祉法人総領福祉会	庄原市総領町中領家四七六	訪問入浴介護事業所ユーシヤイン	庄原市総領町中領家四七六	平成一八年五月三十一日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六本木ヒルズ森タワー（三五階）六丁目一〇一	株式会社コムスン福山南ヶアセントアー	福山市多治米町二丁目一六一八	平成一八年七月三十一日
社会福祉法人東光会	福山市坪生町字黒坂六〇六	とうわ訪問入浴サービス	福山市春日町七丁目六一二七	平成一八年九月三〇日
アサヒサンク リーン株式会社	東京都北区上十条一丁目二一五	アサヒサンク リーン株式会社 尾道営業所	尾道市美ノ郷町三成二七五七	平成一八年一〇月三十一日
社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	庄原市西本町二丁目一七一二五	庄原市社協訪問入浴介護事業所たかの	庄原市高野町新市一五〇一	平成一八年一〇月三十一日